

「LT会」会報第14-11号(総145号)

上海LTコンサルティンググループ

登録資本登記制度改革とは何か(その2)

前号では、登録資本登記制度改革方案に基づいて、2014年3月1日から「登録資本の払込登記制が引受登記制に改められたこと」、「企業年度検査制度を廃止し、企業報告公表制度が導入されたこと」について説明した。本号では、引き続き2014年10月1日から施行された「企業情報公表暫定条例のポイント」について解説する。

3. 企業情報公表暫定条例のポイント

(1) 企業信用情報公表システムにより公表される企業情報

工商行政管理部門及びその他政府部門は、政府が構築する企業信用情報公表システムを通じて以下の企業情報を公表しなければならない。

工商行政管理部門が公表する情報 (発生後20日以内に公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録登記、届出情報 ・動産の抵当権登記情報 ・持分の質権設定情報 ・行政処罰情報 ・その他の法に依って公表すべき情報
その他政府部門が公表する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・行政許可の許可、変更、継続情報 ・行政処罰情報 ・その他の法に依って公表すべき情報

(2) 企業年度報告

企業は毎年1月1日から6月30日までに^(注1)企業信用情報公表システムを通じて工商行政管理部門へ前年の年度報告を送付し、かつ社会へ向けて公表しなければならない。その年に設立した企業は、翌年から年度報告を送付し、且つ公表する。また、企業信用情報に変更等がある場合、情報形成日から20営業日以内に企業信用情報公表システムを通じて公表しなければならない。

企業年度報告 に含まれる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の連絡先住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス等 ・企業の開業、休業、清算等の存続状態の情報 ・企業による企業設立投資、持分買取の情報 ・有限責任公司、株式有限公司の場合、株主或いは発起人の払込引受及び実質払込みの出資額、出資日、出資方式等の情報 ・有限責任公司株主の持分譲渡等の持分変更の情報 ・企業のウェブサイト及びオンラインショップの名称、URL等の情報 ・<u>企業の従業員数、総資産額、負債総額、対外保証差入、所有者権益の合計、営業総収入、主要営業収入、利益総額、純利益、総納税額等の情報</u>^(注2)
-------------------	--

<p>形成日から20 日営業日以内 に^(注3)企業が公 表すべき情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有限責任公司株主或いは株式有限公司発起人の払込引受及び実質払込の出資額、出資日、出資方式等の情報 ・有限責任公司株主の株式譲渡等の持分変更の情報 ・行政許可の取得、変更、継続の情報 ・知的所有権の質権設定の情報 ・行政処罰を受けた情報 ・その他法に依って公表すべき情報
---	--

(注1)ただし2013年度分の報告は、企業信用情報公表システムの開通が遅れたことが原因で、2014年7月以降にずれ込んだ。その実施時期は地域により異なる。

(注2)本項(下線部)に含まれる情報は、企業が社会に公表するか否かを選択する。第三者は、当該企業の同意を得て、企業が公表しないことを選択した情報を問い合わせることができる。

(注3)企業が規定通りに公表義務を履行しないことを発見した場合、工商行政管理部門は、期限を区切って履行するように命じる。

(3) 虚偽情報の通報及びサンプリング調査

工商行政管理部門は、企業の登録番号等に基づいてランダム抽選のうえ、企業情報公表状況に関するサンプリング調査を実施しなければならない。

また、第三者が企業の公表した情報が虚偽であることを発見した場合、工商行政管理部門に通報できる。通報を受けた工商行政管理部門は、20営業日以内に調査・処理したうえで、通報者に対し処理状況を書面で通知しなければならない。

サンプリング調査、第三者の通帳に基づく検証作業において、企業はこれに協力し、関連資料を提供しなければならない。サンプリング調査、検証作業に対し非協力的な企業は、企業信用情報公表システムを通じて公表される。

(4) ブラックリスト等への掲載及び罰則

企業が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、工商行政管理部門は、経営不正常名簿に掲載し、企業信用情報公表システムを通じて公表することにより、公表義務履行について注意を喚起する。情状が深刻な場合は、行政処罰を科される、或いは賠償責任、刑事責任を追及されることもあり得る。

<p>①企業が規定された期限までに年度報告を公表しない場合。或いは、工商行政管理部門の命じる期限に関係する企業情報を公表しない場合</p>

<p>②企業の公表情報が真実の状況を欺瞞・隠ぺいした虚偽である場合</p>

公表義務を満3年履行しない場合、工商行政管理部門は、当該企業を重大違法企業名簿に掲載し、企業信用情報公表システムを通じて公表する。重大違法企業の法定代表者、責任者は、向こう3年間その他企業の法定代表者、責任者に就けなくなる。

さらに、経営不正常名簿或いは重大違法企業名簿に掲載された企業は、政府調達・工事入札等への参入を制限或いは禁止される。

以上